行 丁目2番20号 (火曜日・金曜日)

規	則				ページ		
(	○高知県不動産特定共同事業者名簿等閲!	覧規則	[[]		1		
(	◎高知県公立大学法人の業務運営並びに	<b>財務</b> 》	支び会	会計に			
	関する規則の一部を改正する規則				1		
(	◎高知県建築基準法施行細則の一部を改	正する	5規則	[1]	2		
告	示						
(	○自動車取得税証紙代金収納計器取扱人						
	の指定	(税	務	課)	3		
(	○自動車税及び自動車取得税証紙代金収						
	納計器取扱人の指定	(	"	)	3		
(	○県統計調査の実施 (2件)	(統	計	課)	3		
(	◎高知県立月見山こどもの森の指定管理						
	者の指定	(環境	竟共生	主課)	4		
(	○国土調査の成果の認証	(用±	也対急	(表課)	4		
(	○道路の区域変更 (5件)	(道	路	課)	4		
(	○道路の共用開始(2件)	(	"	)	5		
(	◎告示(道路法及び都市公園法の規定に						
	よる兼用工作物の管理方法についての						
	協議成立)の一部改正	(	IJ	)	5		
(	◎都市公園法の一部改正に伴う関係告示						
	の一部改正	(公園	園下ス	水道			
		課)			6		
正	誤						
(	◎正誤(平29・9・5付け 規則)				7		
	+9 91						
	規則						
-	宣知県で新文体学井岡東光孝久際原明駅相別は、ファルケナ						
اا	高知県不動産特定共同事業者名簿等閲覧規則をここに公布す						

平成30年3月9日

高知県知事 尾﨑 正直

#### 高知県規則第10号

高知県不動産特定共同事業者名簿等閲覧規則 (趣旨)

第1条 この規則は、不動産特定共同事業法施行規則(平成7年 大蔵省 (本語 小今第 2 号) 第19条第 3 項及び第69条第 4 項の規定に基づ き、不動産共同特定事業法(平成6年法律第77号)第13条及び 第49条に規定する書類(以下「名簿等」という。)の閲覧に関 し必要な事項を定めるものとする。

(閲覧所)

- 第2条 名簿等の閲覧所は、高知県十木部住宅課内に設置する。
- 第3条 名簿等の閲覧時間は、県の執務時間とする。 (閲覧手続)
- 第4条 名簿等を閲覧しようとする者(以下「閲覧者」とい う。)は、閲覧票に住所、氏名、職業、年齢その他必要な事項 を記入し、知事に申し出なければならない。 (閲覧料)
- 第5条 名簿等の閲覧は、無料とする。 (持出しの禁止)
- 第6条 閲覧者は、名簿等を閲覧所の外に持ち出してはならな V )

(閲覧の停止等)

- 第7条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者の閲覧を停止 し、又は禁止することができる。
- (1) この規則又は係員の指示に従わない者
- (2) 名簿等を汚損し、若しくは損傷し、又はそのおそれがあ ると認められる者
- (3) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認められ る者

#### 附則

この規則は、公布の目から施行する。

高知県公立大学法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規 則の一部を改正する規則をここに公布する。

······

平成30年3月9日

高知県知事 尾﨑 正直

#### 高知県規則第11号

# 高知県公立大学法人の業務運営並びに財務及び会計に関 する規則の一部を改正する規則

高知県公立大学法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規 則(平成21年高知県規則第29号)の一部を次のように改正する。 第1条の次に次の2条を加える。

(監査報告の作成)

- 第1条の2 法第13条第4項の規定により規則で定める事項につ いては、この条の定めるところによる。
- 2 監事は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との 意思疎诵を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなけ ればならない。この場合において、役員(監事を除く。以下こ の条において同じ。)は、監事の職務の執行のための必要な体

制の整備に留意しなければならない。

- (1) 公立大学法人の役員及び職員
- (2) 前号に掲げる者のほか、監事が適切に職務を遂行するに 当たり意思疎通を図るべき者
- 3 前項の規定は、監事が公正不偏の態度及び独立の立場を保持 することができなくなるおそれのある関係の創設及び維持を認 めるものと解してはならない。
- 4 監事は、その職務の遂行に当たり、必要に応じ、公立大学法 人の他の監事との意思疎通及び情報の交換を図るよう努めなけ ればならない。
- 5 監査報告には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- (1) 監事の監査の方法及びその内容
- (2) 公立大学法人の業務が、法令等に従って適正に実施され ているかどうか及び中期目標の着実な達成に向け効果的かつ 効率的に実施されているかどうかについての意見
- (3) 公立大学法人の役員の職務の執行が法令等に適合するこ とを確保するための体制その他公立大学法人の業務の適正を 確保するための体制の整備及び運用についての意見
- (4) 公立大学法人の役員の職務の遂行に関し、不正の行為又 は法令等に違反する重大な事実があったときは、その事実
- (5) 監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及 びその理由
- (6) 監査報告を作成した日

(監事の調査の対象となる書類)

第1条の3 法第13条第6項第2号の規則で定める書類は、この 規則の規定に基づき知事に提出する書類とする。

第2条の見出し中「の記載事項」を「に記載すべき事項」に改 める。

第7条から第9条までを次のように改める。

第7条から第9条まで 削除

第10条の次に次の1条を加える。

(事業報告書の作成)

- 第10条の2 法第34条第2項の規定により規則で定める事項につ いては、この条の定めるところによる。
- 2 事業報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならな
- (1) 公立大学法人に関する基礎的な情報
- ア 目標、業務内容、沿革、組織図その他の公立大学法人の
- イ 事務所(従たる事務所を含む。)の所在地
- ウ 資本金の額(前事業年度末からの増減を含む。)
- エ 在学する学生の数
- オ 役員の氏名、役職、任期、担当及び経歴
- カ 常勤職員の数(前事業年度末からの増減を含む。)及び 平均年齢並びに公立大学法人への出向者の数

- キ 非常勤職員の数
- (2) 財務諸表の要約
- (3) 財務情報
- ア 財務諸表に記載された事項の概要
- イ 重要な施設等の整備等の状況
- ウ 予算及び決算の概要
- (4) 事業に関する説明
- ア 財源の内訳
- イ 財務情報及び業務の実績に基づく説明
- (5) 前各号に掲げるもののほか、事業に関する事項

第11条中「第34条第4項」を「第34条第3項」に改め、同条の 次に次の1条を加える。

(会計監査報告の作成)

- 第11条の2 法第35条第1項の規定により規則で定める事項については、この条の定めるところによる。。
- 2 会計監査人は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。ただし、会計監査人が公正不偏の態度及び独立の立場を保持することができなくなるおそれのある関係の創設及び維持を認めるものと解してはならない。
- (1) 公立大学法人の役員(監事を除く。)及び職員
- (2) 前号に掲げる者のほか、会計監査人が適切に職務を遂行 するに当たり意思疎通を図るべき者
- 3 会計監査人は、法第34条第1項に規定する財務諸表並びに同 条第2項に規定する事業報告書及び決算報告書を受領したとき は、次に掲げる事項を内容とする会計監査報告を作成しなけれ ばならない。
- (1) 会計監査人の監査の方法及びその内容
- (2) 財務諸表(利益の処分又は損失の処理に関する書類を除く。以下この条において同じ。)が公立大学法人の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況等を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見があるときは、次のアからウまでに掲げる意見の区分に応じ、当該アからウまでに定める事項
  - ア 無限定適正意見 監査の対象となった財務諸表が地方独立行政法人会計基準その他の一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、公立大学法人の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況等を全ての重要な点において適正に表示していると認められる旨
  - イ 除外事項を付した限定付適正意見 監査の対象となった 財務諸表が除外事項を除き地方独立行政法人会計基準その 他の一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、 公立大学法人の財政状態、運営状況、キャッシュ・フロー の状況等を全ての重要な点において適正に表示していると 認められる旨及び除外事項

- ウ 不適正意見 監査の対象となった財務諸表が不適正であ る旨及びその理由
- (3) 前号の意見がないときは、その旨及びその理由
- (4) 追記情報
- (5) 前各号に掲げるもののほか、利益の処分又は損失の処理 に関する書類、事業報告書(会計に関する部分に限る。)及 び決算報告書に関して必要な報告
- (6) 会計監査報告を作成した日
- 4 前項第4号に規定する追記情報とは、次に掲げる事項その他の事項のうち、会計監査人の判断に関して説明を付する必要がある事項又は財務諸表の内容のうち強調する必要がある事項とする。
- (1) 正当な理由による会計方針の変更
- (2) 重要な偶発事象
- (3) 重要な後発事象

第14条中「第40条第6項」を「第40条第5項」に改める。 第18条の次に次の2条を加える。

(再就職者による法令等違反行為の依頼等の規制)

- 第19条 法第56条の2第1号に規定する離職前5年間に在職していた当該一般地方独立行政法人の内部組織として規則で定めるものは、公立大学法人の理事、監事及び現に存する公立大学法人が設置する大学(次項において「現内部組織」という。)であって再就職者(離職後2年を経過した者を除く。次項において同じ。)が離職前5年間に在職していたものとする。
- 2 直近7年間に存し、又は存していた内部組織であって再就職者が離職前5年間に在職していたものが行っていた業務を現内部組織(当該内部組織が現内部組織である場合にあっては他の現内部組織)が行っている場合における前項の規定の適用については、当該再就職者が離職前5年間に当該現内部組織に在職していたものとみなす。
- 3 法第56条の2第2号に規定する管理又は監督の地位として規 則で定めるものは、高知県職員の退職管理に関する規則(平成 28年高知県人事委員会規則第9号)第16条に規定する職員が就 いている職に相当するものとして、知事が別に定めるものとす る。

(業務実績等報告書)

- 第20条 公立大学法人は、法第78条の2第1項の規定により業務の実績について評価委員会(高知県公立大学法人に係る評価委員会及び重要な財産に関する条例(平成20年高知県条例第46号)第2条第1項の高知県公立大学法人評価委員会をいう。)の評価を受けようとするときは、法第78条の2第2項に規定する報告書に、次の各号に掲げる事項に応じ当該各号に定める項目ごとに、業務の実績及び自ら評価を行った結果を記載しなければならない。
- (1) 事業年度における業務の実績 当該事業年度に係る年度

計画に定めた項目

(2) 中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間に おける業務の実績及び中期目標の期間における業務の実績 中期計画に定めた項目

## 附則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

高知県建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布

平成30年3月9日

高知県知事 尾﨑 正直

# 高知県規則第12号

## 高知県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

高知県建築基準法施行細則(昭和25年高知県規則第88号)の一部を次のように改正する。

第25条第2項中「第48条第14項」を「第48条第15項」に改める

別記第6号様式(その3)中「建ペい率」を「建蔽率」に改める

別記第12号様式を次のように改める。

# **第12号様式** (第13条関係)

## 軽微な計画変更届

年 月 日

(EII)

高知県知事 様

届出者氏名 (建築主等)

次のとおり計画内容の軽微な変更をしましたので、高知県建築基準法施行細則第23条の規定により届け出ます。

建築主等	氏名: 住所:( 電話番号		番号	)					
	氏名:			)			•	Ð	
設計者		: (郵包	)建築士 更番号	事務所( )	)登録	第一	큵		
	資格:( 氏名:	( )	建築士(	)	登録第	7	클		
工事監理者		: (郵位	)建築士 更番号	事務所( )	)登録	第一号	클		
敷地の地名地番									
主要用途					構造・規	見模	造		階
許可等の番号等		年	月 日		第		号		
	変更前	前	変更後	増減					
敷地面積(m²)									
建築面積(m²)					建蔽率				%
延べ床面積(m²)					容積率				%
変更事項									
※受付欄			**	央裁欄			※処理	欄	
年 月 第 担当者	日号⑩					担当者	年第	月	圖油田

注 ※印欄は、記入しないでください。

# 附則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

告 示

# 高知県告示第161号

高知県税規則(昭和33年高知県規則第11号)第63条において読み替えて準用する同規則第73条の3第3項の規定により、自動車取得税に係る証紙代金収納計器取扱人として次のとおり指定する。

平成30年3月9日

高知県知事 尾﨑 正直

- 1 証紙代金収納計器取扱人の事務所の所在地及び名称 高知市長浜3106番地 3
  - 一般社団法人全国軽自動車協会連合会高知事務所
- 2 証紙代金収納計器取扱所の所在地及び名称
  - 高知市長浜3106番地3
  - 一般社団法人全国軽自動車協会連合会高知事務所
- 3 指定期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

# 高知県告示第162号

高知県税規則(昭和33年高知県規則第11号)第73条の3第3項 (同規則第63条において読み替えて準用する場合を含む。)の規 定により、自動車税及び自動車取得税に係る証紙代金収納計器取 扱人として次のとおり指定する。

平成30年3月9日

高知県知事 尾﨑 正直

- 1 証紙代金収納計器取扱人の事務所の所在地及び名称 高知市大津乙1879番地 5
  - 一般社団法人日本自動車販売協会連合会高知県支部
- 2 証紙代金収納計器取扱所の所在地及び名称 高知市大津乙1879番地 5
  - 一般社団法人日本自動車販売協会連合会高知県支部
- 3 指定期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

#### 高知県告示第163号

次のとおり県統計調査を行うので、高知県統計調査条例(平成 21年高知県条例第7号)第3条の規定により告示する。

平成30年3月9日

高知県知事 尾﨑 正直

- 1 調査の名称 高知県観光入込客統計調査
- 2 調査の目的

県内の観光施設等(以下「観光施設等」という。)の入込客数を把握し、観光施策の基礎資料とするため。

co

- 3 調査対象の範囲
- (1) 地域

県内全域

(2) 単位 施設

(3) 属性

前年度の入込客数が1万人以上の観光施設等を管理する者 及び月5,000人以上の入込客数が見込まれる観光イベントを 実施する者

- 4 報告を求める事項及びその基準となる期間
- (1) 報告を求める事項
- ア 観光施設等の入込客数
- イ 観光イベントの開催期間及び入込客数
- (2) その基準となる期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

- 5 報告を求める者
- (1) 数

300人 (概数)

(2) 選定方法

全数

- 6 報告を求めるために用いる方法
- (1) 調査組織

県が市町村を経由して報告を求める。

(2) 調査方法

電話又はファクシミリによる調査

7 報告を求める期間

平成30年7月1日から平成31年4月30日まで

### 高知県告示第164号

次のとおり県統計調査を行うので、高知県統計調査条例(平成 21年高知県条例第7号)第3条の規定により告示する。

平成30年3月9日

高知県知事 尾﨑 正直

1 調査の名称

高知県県外観光客動態調査

2 調査の目的

県内の観光地(以下「観光地」という。)においてアンケート調査を実施し、調査結果を取りまとめて観光客の動向把握及び分析を行い、観光施策の基礎資料とするため。

- 3 調査対象の範囲
- (1) 地域

観光地

(2) 単位

人

(3) 属性

10地点の観光地を訪れた観光客

- 4 報告を求める事項及びその基準となる期間
- (1) 報告を求める事項
- ア 居住する都道府県、年齢及び性別
- イ 宿泊地及び宿泊日数
- ウ 旅行の目的
- エ 旅行のきっかけ
- オ 旅行の手配方法
- 力 旅行形態
- キ 調査地点への訪問回数
- ク 高知県への訪問回数
- ケ 移動経路及び移動手段
- コ 旅行費用
- (2) その基準となる期間

平成30年4月下旬から平成31年3月31日まで

- 5 報告を求める者
- (1) 数

4,000人

(2) 選定方法

観光地を訪れた観光客から無作為に抽出する。

- 6 報告を求めるために用いる方法
- (1) 調査組織

県が民間事業者を経由して報告を求める。

(2) 調査方法

調査員調査

7 報告を求める期間

平成30年4月下旬から平成31年3月31日まで

## 高知県告示第165号

高知県立月見山こどもの森の設置及び管理に関する条例(昭和55年高知県条例第11号)第13条第1項の規定により指定管理者の指定をしたので、同条例第17条第1号の規定により次のとおり告示する。

平成30年3月9日

高知県知事 尾﨑 正直

1 施設の名称

高知県立月見山こどもの森

2 指定管理者となる団体の主たる事務所の所在地及び名称 香美市土佐山田町大平80番地

情報交流館ネットワーク

3 指定期間

平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

# 高知県告示第166号

南国市黒滝の一部地区、土佐市甲原の一部地区及び高岡郡四万十町家地川の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第4項の規定により次のとおり告

示する。

平成30年3月9日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 調査を行った者の名称
- (1) 南国市
- (2) 十佐市
- (3) 四万十町
- 2 調査を行った地域及び時期
- (1) 南国市黒滝の一部

平成27年度及び平成28年度

(2) 土佐市甲原の一部

平成27年度及び平成28年度

(3) 高岡郡四万十町家地川の一部 平成25年度及び平成26年度

- 3 成果の名称
- (1) 南国市地籍図及び地籍簿
- (2) 土佐市地籍図及び地籍簿
- (3) 四万十町地籍図及び地籍簿
- 4 認証年月日

平成30年3月9日

## 高知県告示第167号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、 道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成30年3月9日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年3月9日

高知県知事 尾﨑 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 南国インター
- 3 道路の区域

区	間	変更前 後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
南国市大埇 甲1598番 1		前	13. 2	46
南国市大埇 甲1592番 4		後	14. 8	46

#### 高知県告示第168号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、 道路の区域を次のとおり変更する。

账

その関係図面は、平成30年3月9日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。 平成30年3月9日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名興津窪川
- 3 道路の区域

区	間		更前り別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡四万	十町興津	È	前	14. 3	204
字元谷山25 ら 高岡郡四万 字元谷山25	十町興津	34.	A	14. 3	143
で		後	В	18. 0	166

# 高知県告示第169号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、 道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成30年3月9日から2週間高知県土木部道路課及び高知県高知土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年3月9日

高知県知事 尾﨑 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名後免中島高知
- 3 道路の区域

区間	変更前 後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高知市布師田字神明	前	3. 7	10
前2631番 3	後	3. 9	10

## 高知県告示第170号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、 道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成30年3月9日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年3月9日

高知県知事 尾﨑 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名小味野々川口
- 3 道路の区域

	区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	高岡郡四万十町寺野 字堂ガ野山489番1 から 高岡郡四万十町寺野 字シモトウカノ218 番1まで	前	6. 3	179
		後	6. 3	179

# 高知県告示第171号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、 道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成30年3月9日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年3月9日

高知県知事 尾﨑 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 安満地福良
- 3 道路の区域

区	間	変更前 後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
1	月町龍ケ迫 レ1916番68	前	6. 3	104
1	月町龍ケ迫 .916番62ま	後	6. 6	85

## 高知県告示第172号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、 道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成30年3月9日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年3月9日

高知県知事 尾﨑 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大久保伊尾木
- 3 道路の区域

供用開始区間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
安芸市大井字杉サテ乙344 番7から 安芸市大井字杉サテ乙344 番9まで	147	平成30年3月9 日

# 高知県告示第173号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、 道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成30年3月9日から2週間高知県土木部道 路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年3月9日

高知県知事 尾﨑 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名小味野々川口
- 3 道路の区域

供用開始区間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
高岡郡四万十町寺野字堂ガ 野山489番1から 高岡郡四万十町寺野字シモ トウカノ218番1まで	179	平成30年3月9日

## 高知県告示第174号

都市緑地法等の一部を改正する法律(平成29年法律第26号)の施行による都市公園法(昭和31年法律第79号)の一部改正に伴い、昭和62年4月高知県告示第281号(道路法及び都市公園法の規定による兼用工作物の管理方法についての協議成立)の一部を次のように改正する。

平成30年3月9日

高知県知事 尾﨑 正直

本文中「第5条の2第1項」を「第5条の10第1項」に、「第 5条の2第2項」を「第5条の10第2項」に改める。

# 高知県告示第175号

都市緑地法等の一部を改正する法律(平成29年法律第26号)の施行による都市公園法(昭和31年法律第79号)の一部改正に伴い、次に掲げる告示中「第5条の2第1項」を「第5条の10第1項」に改める。

平成30年3月9日

高知県知事 尾﨑 正直

- 1 昭和63年2月高知県告示第90号(道路法及び都市公園法の規定による兼用工作物の管理方法についての協議成立)
- 2 平成6年11月高知県告示第611号(都市公園法の規定による 兼用工作物の管理方法についての協議成立)
- 3 平成23年4月高知県告示第260号(都市公園法の規定による 兼用工作物の管理方法についての協議成立)
- 4 平成23年6月高知県告示第407号(都市公園法の規定による 兼用工作物の管理方法についての協議成立)
- 5 平成26年12月高知県告示第661号(都市公園法の規定による 兼用工作物の管理方法についての協議成立)

私

恒

榖

正 誤

公報日付	公報番号	種類	ページ	欄 (行)	正	誤
平29・9・5	9968	◎規 則	1	中 (17)	第2条第1項	第2条第2項